

北九州市立小・中・特別支援学校におけるインターネット運用規定

北九州市教育委員会

(趣旨)

第1条 この規定は、北九州市立小・中・特別支援学校（以下「市立学校」という）におけるインターネットの教育利用に関し、安全かつ効果的な利用を図るため、必要な事項を定めるものである。

(インターネット利用の目的)

第2条 高度情報通信社会を生きていく児童生徒の情報活用能力（情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度）の育成を図るとともに、教科等の指導の充実、開かれた学校や特色ある学校づくりの推進、国際理解教育等の推進、その他教育活動の改善、推進に資することを、インターネット利用の目的とする。

(インターネットの主な利用形態)

第3条 インターネットの主な利用形態は、情報発信、情報収集、情報交流であり、具体的な活用方法としては、次の各号に定めるものとする。

- 一 ホームページの閲覧、検索
- 二 市立学校のホームページの公開
- 三 電子メール等の利用
- 四 テレビ会議システム等の利用
- 五 その他、教育委員会が適切であると認める利用

(利用規程の作成等)

第4条 市立学校の校長は、教育利用を目的としたインターネットの適正な運用管理と利用促進を図るため、インターネット教育利用についての校内委員会（以下「校内委員会」という）を設置し、本運用規定をもとに、学校ごとにインターネット利用規程を作成するとともに、利用責任者を置くものとする。

- 2 学校のインターネット運用に関するすべての責任は校長にある。インターネットの利用に当たって問題が生じた場合、インターネットの利用者（児童生徒の場合は、教職員を通じて）は、その内容を速やかに校長に報告しなければならない。

(安全対策)

第5条 インターネットの利用に係るID及びパスワードについては、厳重な管理に努めなければならない。

- 2 インターネットを利用して送受信する個人情報については、北九州市個人情報保護条例（平成16年12月14日 条例第51号）の定めるところにより取り扱うものとし、インターネットに接続されたコンピュータにおいては、個人情報のデータ処理やハードディスク等への保存は行わないものとする。

- 3 市立学校に整備するネットワーク管理用サーバやルータ、モデム、ターミナルアダプタ等の機器の設定変更を行う場合は、教育委員会の許可を得て行うものとする。
- 4 日常的にコンピュータウイルス（以下「ウイルス」という）のチェックを行い、ウイルスの感染に十分注意すること。もし、ウイルスの感染が認められた場合は、教育委員会に報告するとともに、必要な駆除対策を速やかに実施しなければならない。
- 5 発信者が特定できない電子メールは開かないこと。また、添付ファイルの取扱いには十分注意を払うものとする。

（発信する個人情報の範囲）

第6条 インターネットを利用して発信する児童生徒の個人情報の範囲及びその取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

- 一 姓名等 電子メール及びテレビ会議については、十分検討の上、姓名等最小限の内容に限定して発信すること。
- 二 意見等 児童生徒の意見等については、教育上の効果を吟味し、内容を十分検討の上、発信すること。
- 三 写真 児童生徒の写真を取り扱う必要がある場合は、集合写真とするなど、個人が特定できないように配慮すること。
- 四 住所、電話番号、生年月日、趣味・特技、その他の個人情報
住所、電話番号、生年月日、趣味・特技、その他の個人情報は、発信しないものとする。ただし、電子メール及びテレビ会議において、特定の相手には必要に応じて、趣味・特技等について発信することができる。この場合においても住所、電話番号、生年月日は発信しないこと。

（禁止行為）

第7条 インターネットの利用に当たっては、次の各号に掲げる行為を禁止する。

- 一 不正なアクセス
- 二 有害情報等へのアクセス
- 三 教育目的外での使用
- 四 公開すべきでない校務等に関する内容、並びに職務上知り得た個人情報等に関する情報発信
- 五 著作権（著作者隣接権を含む）等の知的所有権を侵害するおそれのある著作物（文章や絵、アニメや漫画のキャラクター、新聞記事、写真、講演、音楽、ビデオ、データベース、コンピュータプログラム等）の無断掲載及び無断使用
- 六 他人の誹謗中傷や、またそのおそれのある内容、公序良俗に反する内容、法令に反する内容、営利を目的とする内容に関する情報発信
- 七 個人的なホームページの開設

八 ネットワークの運用管理に支障を与える行為

九 物品売買、あるいは有料サイトへのアクセス等、金銭の授受を伴う行為

(ホームページの閲覧)

第8条 授業等でホームページを閲覧する場合は、教育上適切であるか、その内容の把握に努めなければならない。

2 ホームページの閲覧及び検索に利用した教科等及び時間については、記録するものとする。

3 ホームページ上の実行ファイルをダウンロードし、活用しようとする場合は、著作権等の侵害のないことを確認するとともに、必ずウィルスのチェックを行わなければならない。

(ホームページの開設、掲載)

第9条 市立学校が情報を発信するホームページ(以下「学校ホームページ」という。)の開設に関しては、次の2から8に定める条件のいずれも満たし、教育委員会の許可を得た後、指定のプロバイダのサーバにおいてのみ開設することができる。また、開設した学校ホームページについては、定期的に内容を見直し、更新するよう努めなければならない。なお、学校ホームページの開設に関する教育委員会への申請方法については、別途定める。

2 学校ホームページの掲載内容については、校内委員会で十分に検討を行い、校長が許可した上で掲載するものとする。

3 学校ホームページのトップページに市立学校の正式名称、校長名、所在地、電話番号、電子メールのアドレス、更新期日、発信した情報の著作権の帰属先を明記すること。併せて、校長の承諾なくリンクを設定することができない旨を明記するものとする。

4 学校ホームページには、本運用規定及び市立学校が作成するインターネット利用規程に基づいて、ホームページを掲載していることを明記するものとする。

5 学校ホームページに児童生徒の作品等を掲載することについては、校長が学校教育のために必要と認め、かつ、本人及び保護者に対して、情報発信の趣旨及び危険性を説明した上で、同意を得た後、掲載するものとする。

6 学校ホームページに児童生徒の作品等を掲載した後、本人もしくは保護者から訂正・削除の要請があった場合には、速やかに適切な処置を行うものとする。

7 学校ホームページに校歌(曲、歌詞)を掲載をする場合は、必ずその権利者の承諾を得なければならない。

8 学校ホームページから他のホームページへリンクを設定することについては、校長が学校教育のために必要と認め、当該ホームページの権利者の承諾を得た上で、設定するものとする。

(教育センターのサーバへの学校ホームページの開設、掲載)

第10条 削除

(電子メール等の活用)

- 第11条 電子メール等の送受信の相手、並びに内容については、原則として毎日確認するものとする。(休日及び勤務を要しない日は除く)
- 2 電子メール等を送信する場合は、長文にならないように留意するとともに、添付ファイルについては、必要最小限にとどめるものとする。
 - 3 児童生徒の電子メール等の情報発信については、教師が内容の把握と適切な指導を行い、必ず教師の立ち会いのもとに行うものとする。

(テレビ会議システム等の活用)

- 第12条 テレビ会議システムを活用して交流を行う場合は、十分な打ち合わせを行い、計画的に実施するものとする。
- 2 テレビ会議で相手が特定できる場合においては、学校名、児童生徒の姓名、作品等を送信することができる。
 - 3 テレビ会議システムによる交流の内容を保存、録画した場合は、その取扱いや保管に十分注意しなければならない。

(その他、インターネット利用上の留意点)

- 第13条 児童生徒のインターネットの利用に際しては、市立学校で情報モラルやマナーについて、十分に指導を行うものとする。また、この指導に当たっては、校内LAN (Local Area Network) 等の環境が整備されている場合は、それらを活用した学習を事前に行うよう努めるものとする。
- 2 学校ホームページ外のホームページに開設している掲示板等への情報発信は、原則として認めない。ただし、校長が教育上必要と認める場合に限り、情報発信を行うことができる。
 - 3 校務における利用に限り、学校間及び関係機関等との連絡手段として、電子メール等を活用することができる。ただし、発信者及び件名等については、指定された記録簿に記載するものとする。
 - 4 メーリングリストの開設は認めない。他のメーリングリストへの登録については、校長が教育上必要と認める場合に限り許可するものとする。ただし、閉鎖型のメーリングリストに限る。

(教職員の研修)

- 第14条 校長は、インターネットの利用に関して校内研修を積極的に行い、安全かつ効果的な活用等、教職員の情報活用能力の向上を図らなければならない。

(インターネットの利用状況等の報告)

- 第15条 教育委員会は、インターネットの利用状況等について、校長に報告を求めることができる。また、必要に応じて指導を行うものとする。

(インターネット運用規定の見直し等)

第16条 本運用規定に定められていない事柄及びインターネットの利用に当たって疑義が生じた場合、校長は教育委員会と協議するものとする。なお、教育委員会は、必要に応じ「北九州市立小・中・特別支援学校におけるインターネット運用規定の作成に関する検討委員会」に対し、諮問等必要な手続きを経て、本運用規定の改訂等を行うものとする。

(運用規定に対する違反)

第17条 教育委員会は、市立学校が本運用規定に違反した場合、当該校のインターネットの利用を停止もしくは制限することができる。

(委任)

第18条 本運用規定の施行については、教育委員会指導部長に委任する。

付則 この運用規定は、平成13年12月14日から施行する。

付則 この運用規定は、平成15年 3月25日から施行する。

付則 この運用規定は、平成17年 4月 1日から施行する。

付則 この運用規定は、平成19年 4月 1日から施行する。